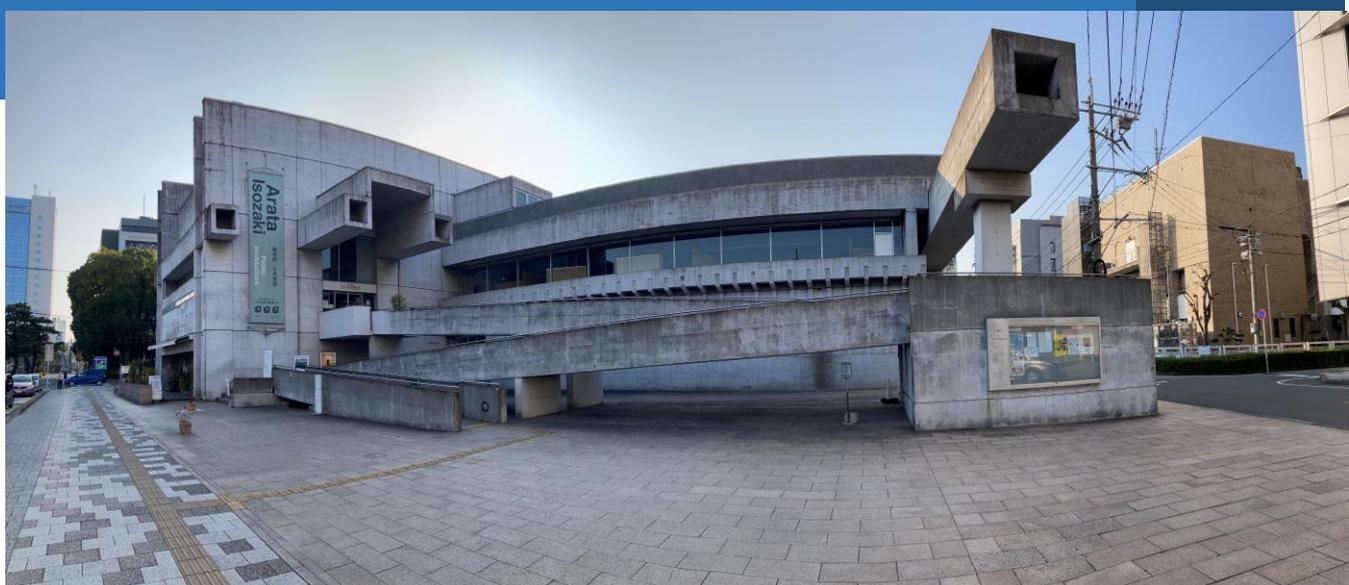


アートプラザのあり方及び 周辺エリア整備基本構想



令和3年 大分市

目次

1. はじめに	1
2. 基本構想の範囲と位置づけ	2
2.1. 基本構想の範囲	2
2.2. 基本構想の位置づけ	3
2.3. 各種計画における位置づけ	4
2.3.1. 大分市都市計画マスタープラン及びおおいた中心市街地まちづくり グラウンドデザイン	4
2.3.2. 中心市街地公有地利活用基本構想	6
2.3.3. 大分城址公園整備・活用基本計画	7
2.3.4. 大分市景観計画	8
2.3.5. 大分市街路樹景観整備計画	10
2.3.6. 大分市緑の基本計画	11
2.3.7. 大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】	12
2.3.8. 大分市教育ビジョン 2017 第Ⅱ期基本計画	13
2.3.9. 大分市文化・芸術振興計画	13
2.3.10. 大分市観光戦略プラン	14
2.3.11. 大分市公共施設等総合管理計画	15
3. アートプラザとその周辺エリアの現状と課題	16
3.1. アートプラザの現状と課題	16
3.2. アートプラザ周辺エリアの現状と課題	25
3.2.1. 荷揚町小学校跡地	30
3.2.2. 大分城址公園	31
3.2.3. 大分市役所	32
3.2.4. アートプラザ周辺市道	33
3.3. 課題の整理	37
4. アートプラザとその周辺エリアの方向性	38
4.1. アートプラザとその周辺エリアのあり方の方向性の考え方	38
4.2. アートプラザのあり方の方向性	38
4.3. アートプラザ周辺エリアのあり方の方向性	38
5. 整備方針	39
6. 参考資料	40
○ アートプラザのあり方等基本構想策定検討委員会委員名簿	40
○ アートプラザのあり方等基本構想策定検討委員会の開催日及び協議内容等	40
○ アートプラザのあり方等基本構想策定検討委員会設置要綱	41
○ アートプラザのあり方等基本構想策定庁内検討委員会設置要綱	43

1. はじめに

アートプラザは、大分市出身の世界的建築家磯崎新氏が設計し、昭和41年に「大分県立大分図書館」として誕生しました。図書館機能の移転に伴い大分市では、建物を図書館から市民ギャラリーへと再生・活用するために整備、平成10年に「アートプラザ」としてリニューアルし、22年が経過しました。この間、アートプラザは近隣の大分城址公園とともに文化的な景観をかたちづくるだけでなく、文化・芸術の拠点として、多くの市民に親しまれています。

このような中、本市は大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」、「大分市都市計画マスタープラン」及び「おおいた中心市街地まちづくりグランドデザイン」に沿った「中心市街地公有地利活用基本構想」を平成31年3月に策定し、中心市街地のさらなる魅力創造を図ることとしました。この「中心市街地公有地利活用基本構想」では、荷揚町小学校跡地の活用について、周辺施設と連携し、歴史・文化・学びの場の充実を図り、既成市街地と互いに機能を補い合い、共存共栄することで、都心の魅力を伸展させ、回遊性と滞留性をあわせもつ空間形成を図ることとしております。

これを受け、荷揚町小学校跡地に隣接するアートプラザについては、新たに整備される荷揚町小学校跡地複合公共施設や大分城址公園等と連携したより良い施設のあり方を検討していく必要があります。また、象徴的な建築物であるアートプラザを中心とした周辺の公共施設及び道路等を一体ととらえ、その景観の調和やバリアフリー化などの安全な歩行空間の確保などを図っていく必要があります。

本基本構想は、アートプラザとその周辺公共施設である荷揚町小学校跡地複合公共施設・大分城址公園・大分市役所及び周辺市道（アートプラザ周辺エリア）の現状と課題を把握し、アートプラザとその周辺エリア全体の整備方針を策定するものです。

最後に、本基本構想の策定に当たり、熱心なご議論をいただきました検討委員会委員をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまと関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本基本構想に基づく事業の推進に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 基本構想の範囲と位置づけ

2.1. 基本構想の範囲

本基本構想は、アートプラザとその周辺公共施設である荷揚町小学校跡地複合公共施設・大分城址公園・大分市役所・周辺市道（以下、アートプラザ周辺エリア）を検討範囲とします。



凡例

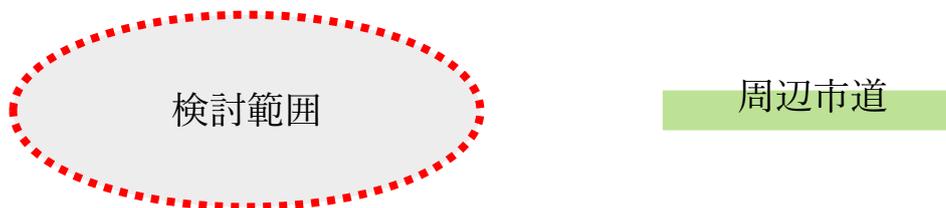


図 2-1 基本構想の範囲

2.2. 基本構想の位置づけ

本基本構想の範囲は、各種計画等において重要なエリアに指定されています。そのため、本基本構想は大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」をはじめとする本市の上位計画、及び「おおいた中心市街地まちづくりグランドデザイン」に基づくとともに、関連する各種計画等との整合を図ります。特に「中心市街地公有地利活用基本構想」及び「大分城址公園整備・活用基本計画」と連携するものとします。

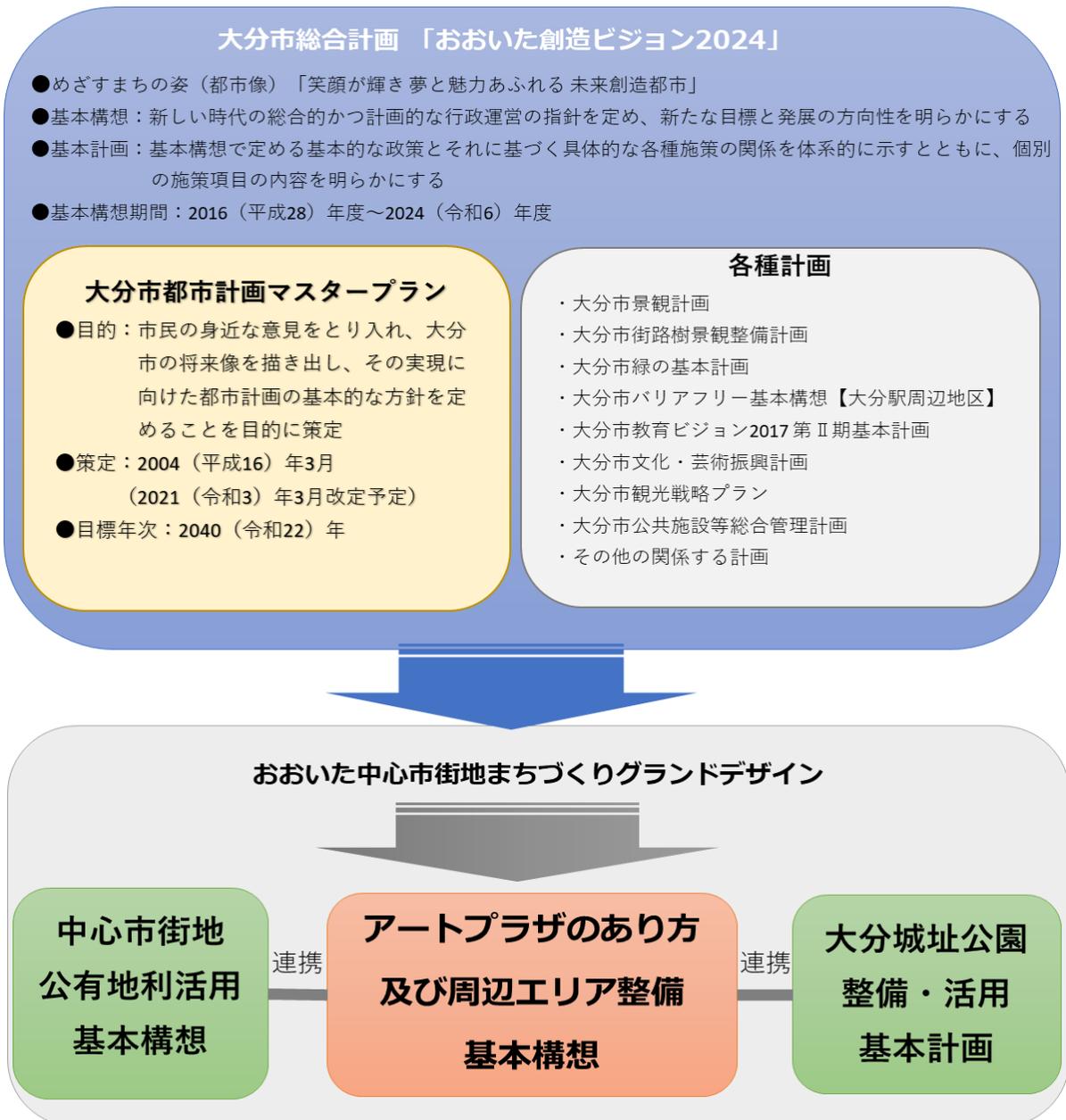


図 2-2 基本構想の位置づけ

2.3. 各種計画における位置づけ

本基本構想と特に関連性の高い主な関連計画等でのアートプラザ周辺エリアの位置づけについて整理します。

2.3.1. 大分市都市計画マスタープラン及びおおいた中心市街地まちづくり グランドデザイン

(1). 大分市都市計画マスタープラン

「大分市都市計画マスタープラン」は、本市全域を計画の対象区域とし、市民の身近な意見を取り入れた大分市の将来像を描き出し、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めています。

「大分市都市計画マスタープラン」の担う役割

- 大分市の将来像及び都市づくりの目標を明確にします。
- 大分市が定める都市計画の基本的な方針を定めます。
- 土地利用や都市施設整備などとの相互調整を図ります。
- 市民の都市計画への理解を深め、官民協働の都市づくりの基盤をつくります。



図 2-3 大分市都市計画マスタープランの構成

中心市街地のまちづくりの方針について以下の通り示されています。

中心市街地の方針（中心市街地のマスタープラン）（抜粋）

【文化と緑の回廊軸】

- ・大分城址公園、都心の森等の中心市街地の緑の拠点や、大分市美術館、大分県立美術館等の文化施設を回遊する軸を文化と緑の回廊軸と位置づけ、連続性のある緑豊かな景観と憩いの空間を形成し、回遊性の向上を図ります。

【歴史文化観光拠点】

- ・元町・顕徳町周辺地区及び大分城址公園周辺地区は、歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、歴史的資源を生かした歴史文化観光拠点の形成、特色ある景観の保全・形成を図り、拠点間の連携により中心市街地の回遊性を高めていきます。

【芸術文化拠点】

- ・中心市街地から至近の大分県立美術館・オアシスひろば 21 と大分市美術館、アートプラザなどは、芸術文化にふれあい、特色ある地域の芸術文化情報を発信する芸術文化拠点を形成するとともに、拠点間の連携により中心市街地の回遊性を高めていきます。

また、アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想の対象エリアは、【行政サービス・交流ゾーン】として以下のように位置づけられています。

- 歴史的に行政の中心であった大分城址公園周辺は、市役所や県庁など多くの公共施設が集積している行政サービスの拠点的なエリアと位置づけ、施設間における連携の促進による市民サービスの向上及び施設の有効活用を図ります。
- 公共施設を中心にバリアフリー化や緑化を推進し、大分城址公園と一体となった緑豊かな快適でうるおいある公共空間の整備を推進し、市民が憩い・ふれあえる交流空間の形成を図ります。



図 2-4 中心市街地の将来都市構造図

(2). おおいた中心市街地まちづくりグランドデザイン

「おおいた中心市街地まちづくりグランドデザイン」は大分市総合計画「おおいた創造ビジョン 2024」をベースに、大分市都市計画マスタープラン地区別構想（大分地区）や個別計画など、今後取り組む施策の整理を行い、中心市街地の魅力創造に資するハード・ソフト事業について、総合的かつ有機的に将来ビジョンとして描き「見える化」を図ったものです。そのうえで、まちづくりの方向性などのイメージを総合的に分かりやすく示し、中心市街地のまちづくり方針を以下のように示しています。

中心市街地のまちづくりの方針（抜粋）

コンセプト「県都にふさわしい中心市街地の魅力が伸展するまちづくり」

歴史・文化・観光などを活用した都市の魅力を創造し、駅周辺及び駅南地区における県都にふさわしい魅力あるまちづくりを維持及び発展させるとともに、各拠点の連携やハード・ソフト事業により、その流れを駅北地区の既成市街地にも伸展させていきます。

2.3.2. 中心市街地公有地利活用基本構想

中心市街地に位置する 22 街区・54 街区、荷揚町小学校跡地について、各公有地の整備方針を示し、導入することが望ましい機能を整理したものです。

中心市街地のまちづくりの方針として「県都にふさわしい中心市街地の魅力が伸展するまちづくり」をコンセプトとしており、その中でアートプラザに隣接する荷揚町小学校跡地の利活用の方向性が以下の通り示され、アートプラザとの連携についても示されています。

「地域住民や訪れる人が安心して快適にすごせる憩いの場の創出」

- ① 地域の人々のふれあいや交流を育むコミュニティ拠点を形成します。
- ② 多世代が交流し快適にすごせる憩いの場づくりを目指します。
- ③ 隣接する大分城址公園やアートプラザと連携し、歴史・文化・学びの場の充実を図り、既成市街地と互いに機能を補い合い、共存共栄することで、都心の魅力を伸展させ、回遊性と滞留性をあわせもつ空間形成を図ります。
- ④ 安全・安心な暮らしを支える防災拠点を含む行政機能の集積を図ります。
- ⑤ 緑豊かでうるおいのある洗練された美しい都市景観の形成を図ります。
- ⑥ 官民連携により、民間事業者の資金・ノウハウの有効活用を目指します。

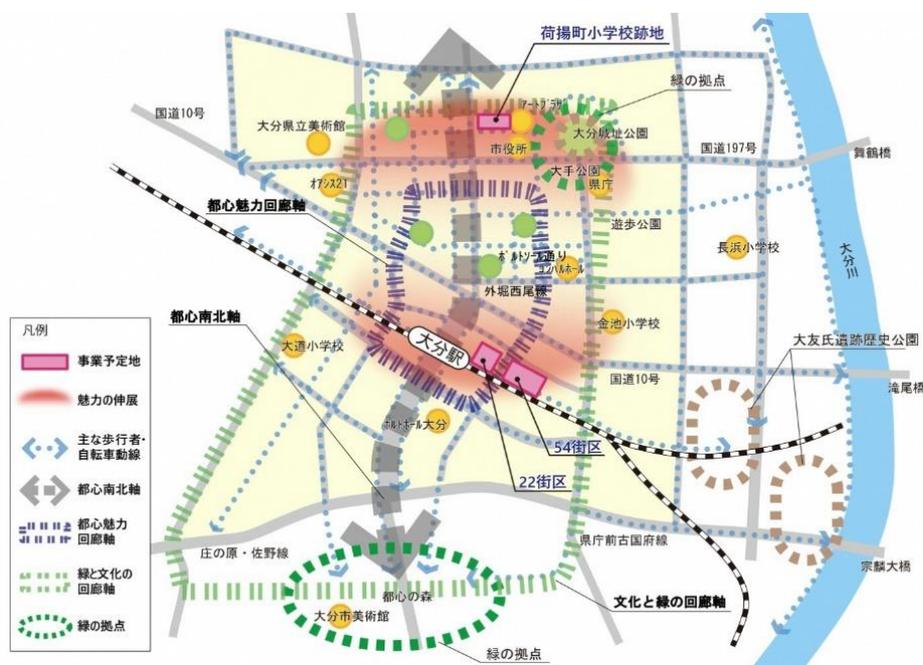


図 2-5 大分市「都心の魅力」伸展構造

2.3.3. 大分城址公園整備・活用基本計画

「大分城址公園整備・活用基本計画」は新たな城址公園のあり方を示し、今後の整備・活用の方針を定めるものです。

その中でアートプラザを含む、大分城址公園周辺エリアは、以下のように位置づけられています。

【基本理念】

とき・ひと・まちをつなぐ大分の誇り
～歴史を伝え、市民に親しまれる公園へ～

【基本方針】

地域に根ざした史跡公園としてのマネジメントと体制構築

○まちづくり

周辺の町割部分についても府内城と一体となって歴史的な雰囲気を感じることができるよう、解説やサイン表示等の整備やソフトプログラムの充実を図る。

【基本的な考え方】

○管理運営の方向性

大分城址公園は、史跡府内城としての歴史はもとより、公共機能が集約された立地特性からなる情報・文化の発信拠点、さらには、都心部の中で育まれてきた緑地環境からなる市民の憩いの場としての機能など、極めて重要な環境特性を有している。

これらの豊かな環境特性を有する城址公園の管理運営に向けては、歴史性や拠点性を最大限活かした取り組みづくりや、歴史的価値の保全と利活用の両立、そして、市民の愛着や誇りを高める連携体制を継続的に展開していくためのマネジメントの考え方が必要である。

さらには、都心南北軸や様々なにぎわいを育む中心市街地とのつながり、大手公園・遊歩公園などのオープンスペースと一体となった観光拠点間の回遊性の向上、また県立美術館等の芸術文化施設や周囲の歴史的観光資源との連携など、城址公園と周辺地域・施設が一体となった取り組みも重要である。

2.3.4. 大分市景観計画

「大分市景観計画」は大分市らしい良好な景観形成を総合的に推進するための基本的な考え方、景観形成の基本方針、基準、実現化方策等を示した計画です。

その中でアートプラザ周辺エリアは、「おおいた都心地区」として「重点地区」に設定され、なかでも「大分城址公園周辺エリア」は以下のような位置づけがなされています。

【課題】

- ・ 大分城址公園は、歴史的な環境の形成と、自然的景観の保全が必要です。
- ・ 大分城址公園周辺では、大分城址公園に調和し、緑の印象が豊かな落ち着いたまちなみの形成が必要です。
- ・ 目抜き通りにふさわしい連続感と調和のとれたまちなみ景観の形成・維持が必要です。
- ・ 散歩や散策に適した歩いて楽しいまちなみの形成・維持が必要です。

【方針】

- ・ 大分城址公園は、中心市街地のオアシス空間として、歴史的・自然的な環境・景観の保全・形成を図ります。
- ・ 大分城址公園周辺では、景観地区・地区計画に基づき、民地内の緑の保全・緑化を誘導するとともに、緑と調和した建築物等の誘導により、魅力ある落ち着いたまちなみ景観を形成します。
- ・ 国道 197 号や県道大分港線沿いでは、壁面位置や建物高さ・意匠形態のコントロールにより、通り全体として連続性と調和のとれたまちなみ景観の維持・増進を図ります。
- ・ 緑の拠点として都心の森の景観保全と形成を図ります。

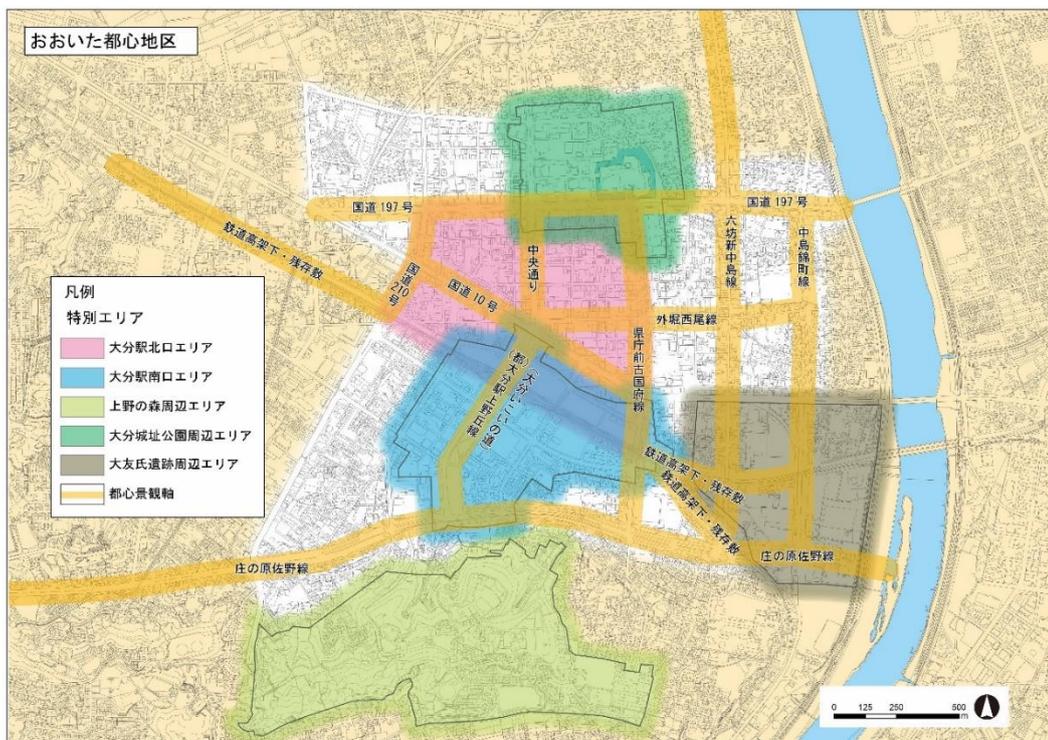


図 2-6 大分城址公園周辺エリア

2.3.5. 大分市街路樹景観整備計画

「大分市街路樹景観整備計画」は緑の保全や都市景観、そしてまちづくりの上からも街路樹の果たす役割は非常に重要なことから、切り込みすぎている樹形の回復や、街路樹の植えられていない道路への計画的な植樹により、街路樹を「きれいに整備」するための計画です。

その中でアートプラザ周辺エリアに位置する「市道荷揚4号線」「市道荷揚6号線」が「人工樹形路線」に設定され、以下のような位置づけがなされています。

- 道路に設置されている電線類や歩道の幅員などにより樹木の成育に対し支障が生じることや周辺の都市環境により、自然樹形が何らかのかたちで抑制がよぎなくされる街路樹で、剪定方法の工夫により、連続した同形・同大樹形を維持し、緑量を保つ。
- 立ち枯れ古木・空枿に対して、目標とする樹形を基本に補植や更新を行う。

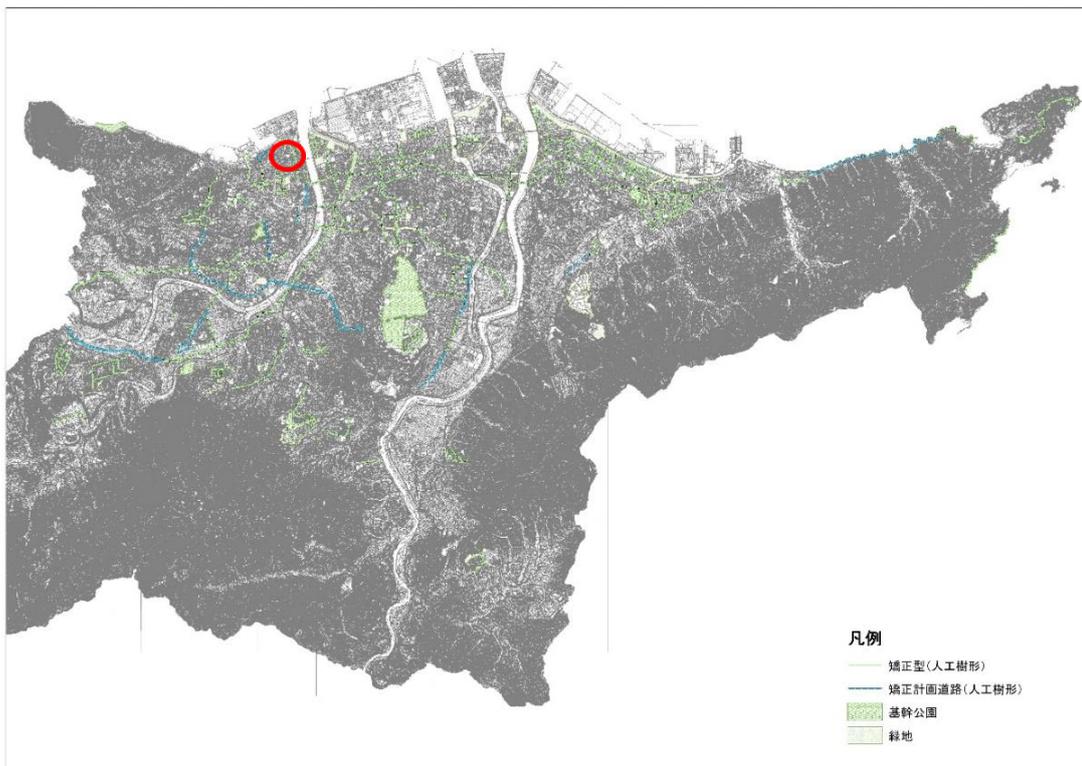


図 2-7 人工樹形路線図

2.3.6. 大分市緑の基本計画

「大分市緑の基本計画」は、緑の保全・活用と緑化の推進について、市民、NPO、事業者、行政それぞれが主体となり、それぞれの立場で積極的に協力・連携し、取り組むための指針となるよう、その考え方や施策等についてとりまとめたものです。

その中でアートプラザが立地する大分城址公園周辺は、大分市緑の基本計画において「緑化重点地区」に含まれています。

【緑化重点地区】

重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区です。

緑化重点地区では、緑の拠点の形成、花と緑で彩られた都心南北軸の形成、都市公園の整備と緑化推進、公共施設の緑化推進、商業・業務地の緑化推進、住宅地の緑化推進、道路の緑化推進などを方針としています。

なお、大分城址公園周辺は、緑化重点地区のシンボルゾーンとしてふさわしい空間形成を図る「緑の拠点」に位置づけられています。

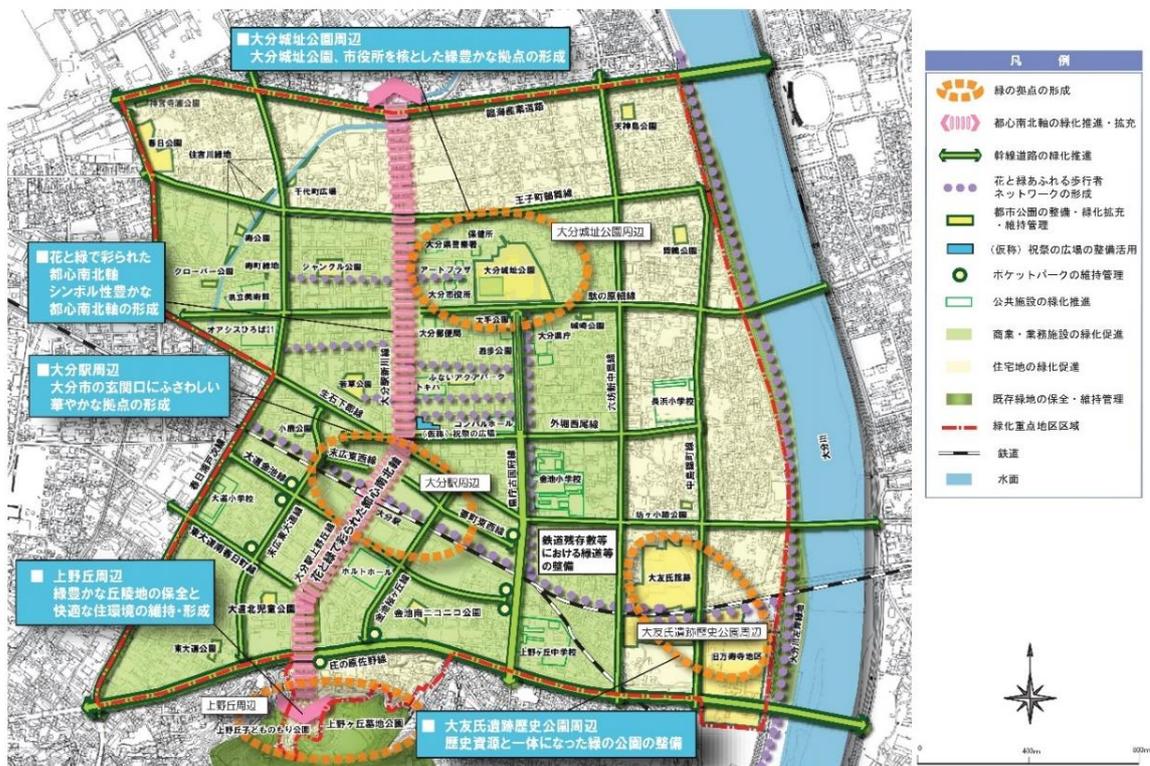


図 2-8 緑化重点地区における整備方針図

2.3.7. 大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】

「大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】」は、都市機能が集積し今後もバリアフリー化の必要性が高い大分駅周辺地区を対象として、令和2年4月に策定した「大分市バリアフリーマスタープラン」とあわせて、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを目指し策定されました。

その中でアートプラザ周辺は、旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、公園、歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する重点整備地区に設定されています。また、アートプラザに隣接する市道荷揚4号線及び市道荷揚6号線は、重点整備地区内において主要な生活関連施設を連絡するため歩行者の安全性を高める必要がある経路で、実現可能なバリアフリー整備を行う路線として生活関連経路Cに位置づけられています。

【生活関連経路C】

- イ) 有効幅員 2.0m 以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m 以上の確保
- ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善
- ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良
- ニ) 段差の改良
- ホ) こう配の改良
- へ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置
- ト) 排水施設の改良



図 2-9 重点整備地区の区域

2.3.8. 大分市教育ビジョン 2017 第Ⅱ期基本計画

「大分市教育ビジョン 2017」第Ⅱ期基本計画は、本市教育の一層の振興を図るために必要な施策を総合的・体系的に示すものです。

その中の基本方針のひとつとして『個性豊かな文化・芸術の創造と発信』と定め、優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成し、幅広い関連分野への活用に向けた文化・芸術を生かしたまちづくりを進めています。

【現状と課題】

美術関連情報を積極的に発信する中、取組の基盤である市美術館・アートプラザの施設機能の充実を図るとともに、関係機関や観光、福祉、国際交流などの様々な分野と連携し、美術を生かした魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。

【主な取組】

市美術館・アートプラザの積極的な利用を促進し、市民の美術に対する興味・関心を高め、利用者数の拡大を図ります。

2.3.9. 大分市文化・芸術振興計画

「大分市文化・芸術振興計画」は、本市の文化・芸術振興の指針となる計画です。市民と行政が一体となって、本市の多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、様々な生活シーンに、文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりをめざすものです。

その中でアートプラザは、磯崎新氏が設計した「文化資源（建築物）」であるとともに、公共の「文化・芸術施設」として位置づけられています。

【文化資源（建築物）としての課題】

本市の個性、特性ともいえるこれらの文化は、郷土を愛する心の醸成や、地域経済活性化に大きな役割を果たすものであることから、多くの市民に、こうした魅力あふれる文化資源の存在を知ってもらうとともに、それらを継承するための取組が求められており、あわせて、全国に向けた情報発信を強化していかなければなりません。

【文化資源（建築物）としての施策の方向性】

身近にある素晴らしい景観の発掘と次世代へ守り伝える市民意識の高揚を促します。

【文化・芸術施設としての課題】

公共施設で質の高い文化・芸術を提供すること、それらをより多くの市民が享受できる仕組みづくりと、誰にも使いやすい公共施設とするための継続的な取組が必要です。

また、市と県及び公共施設と民間施設の連携強化や施設間の回遊性を高める取組などが求められています。

【文化・芸術施設としての施策の方向性】

公共施設の適切な運営と維持管理に努めながら、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、すべての市民が利用しやすく立ち寄りやすい施設づくりを進め、市民主体の活動の活性化を促進します。また、指定管理者制度による民間ノウハウを十分に活かした質の高い文化・芸術の鑑賞機会を提供します。

2.3.10. 大分市観光戦略プラン

「大分市観光戦略プラン」は、大分市総合計画「おおいた創造ビジョン 2024」に掲げる『魅力ある観光の振興』を具現化するため、戦略的かつ実効性のある計画として策定されたものです。

その中で観光戦略の基本方針として「地域資源を活用した観光振興の推進」が掲げられ、アートプラザが地域資源の一つにあげられています。

【課題】

本市は観光地としての知名度が低いことから、情報発信の強化は最重要課題の一つである。さまざまな観光宣伝ツールを活用し、効果的な情報発信を積極的に行う必要がある。

高崎山やうみたまご以外の観光資源の弱さが指摘される。新たな観光資源の発掘（開発）や既存資源の磨き上げを積極的に行うとともに、情報発信を継続的に展開する必要がある。

【基本方針 1 「地域資源を活用した観光振興の推進」】

基本施策（4）文化・芸術を活かす

②著名な建築家の建築物の活用

磯崎新や坂茂が設計した建築物は国内外から多くの見学者が訪れていることから、さらなる誘客に向け、それらの作品の魅力を国内外に広く情報発信します。

2.3.11. 大分市公共施設等総合管理計画

「公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理を行うため、本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。

【基本方針】（抜粋）

・計画的保全による長寿命化の推進

定期的な建物点検の実施と中長期的な視点に立った計画的な保全により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化を進めます。

・市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災機能やユニバーサルデザインの考え方の導入や面的なバリアフリー化の推進、環境に配慮した取組など時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した有効活用を行います。

・まちづくりと連動したマネジメントの推進

大分市総合計画の将来目指すまちづくりを見据え、地域や施設の特性を考慮し、マネジメントを推進します。また、国・県・近隣市町と相互に連携を図り、広域的な視点でまちづくりに取り組みます。

【公共施設の分野別方針】（抜粋）

2-1 公共建築物- (1) 市民利用施設- 3) 社会教育施設

(分野別方針)

文化的価値のある施設については、社会的な必要性を踏まえ、今後も適切な維持管理を実施します。また、耐用年数を経過した施設は同様の機能が継続して必要かについて十分な検討を行います。

3. アートプラザとその周辺エリアの現状と課題

3.1. アートプラザの現状と課題

プリツカー賞を受賞し、大分市名誉市民となった磯崎新氏が設計したアートプラザは、市民の文化・芸術活動の発表及び鑑賞の場として、年間約 17 万人の施設利用者があり、中心市街地の文化・芸術の振興の一翼を担っています。

併せて、3 階には「磯崎新建築展示室」を設け、建築模型などの磯崎新氏に関する資料を展示しています。

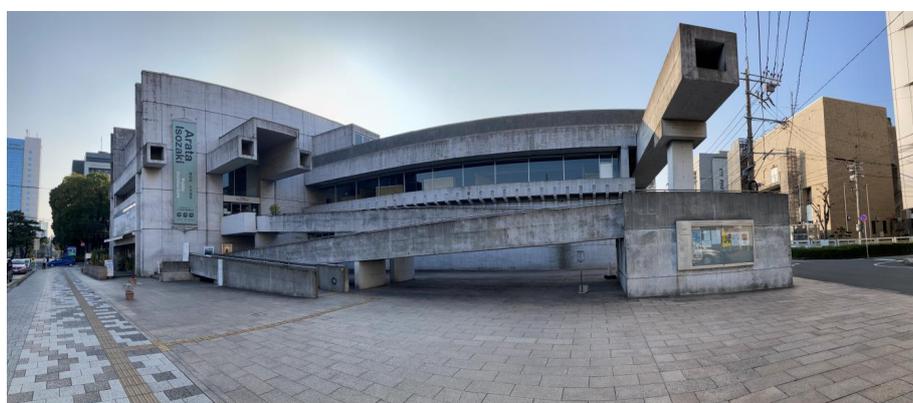


図 3-1 アートプラザ

アートプラザの概要

所在地	大分県大分市荷揚町3番31号
設計	磯崎新アトリエ
敷地面積	3,023.40㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階
建築年月	昭和41(1966)年 5月
改修年月	平成9(1997)年 10月
建築面積	1,599.945 ㎡
延べ床面積	4,081.551 ㎡
所管	大分市教育委員会 美術振興課
管理運営	指定管理者（アートプラザ共同事業体） *指定期間 令和元年4月1日～令和6年3月31日
開館時間	9～22時 磯崎新建築展示室…9時～18時
休館日	12月28日～1月3日

図 3-2 アートプラザ施設概要

沿革

1966（昭和 41）年 5 月：大分県立大分図書館（磯崎新氏設計）として竣工

1967（昭和 42）年 8 月：日本建築学会作品賞受賞

1994（平成 6）年 8 月：大分県立大分図書館新築移転のため閉館

1995（平成 7）年 4 月：大分市が無償貸与を受ける（のちに取得）

1998（平成 10）年 2 月：アートプラザとして開館

2007（平成 19）年 4 月：指定管理者制度を導入

アートプラザの各フロア紹介

B1F	電気・機械室	385 m ²	電気室・機械室・受水槽室を含む
1F	市民ギャラリーA	236 m ²	個人やグループによる絵画・書・写真などの創作活動の発表の場として利用できます。
	市民ギャラリーB	102 m ²	
2F	アートホール	427 m ²	文化・芸術関係団体の展覧会場として、また、各種文化講演会や催事の会場として利用できます。
	研修室	79 m ²	芸術・文化に関する講座や、一般の会議、研修会にも利用できます。
	60'ホール	234 m ²	ネオ・ダダと 60 年代のアートシーンを展示しています。
	実技室	77 m ²	イーゼル・水道設備を完備し、油絵・日本画・書道・工芸等制作活動や実技研修に利用できます。
3F	磯崎新建築展示室	462 m ²	世界的建築家磯崎新氏の建築の模型や資料を展示しています。

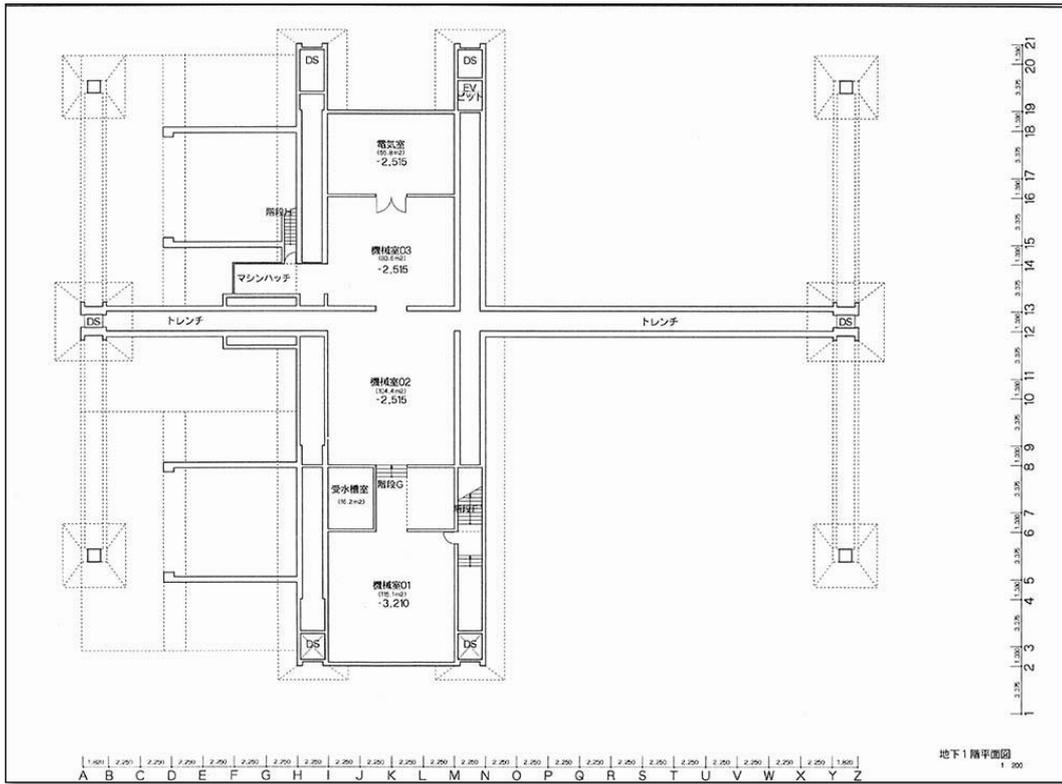


図 3-3 地下1階平面図

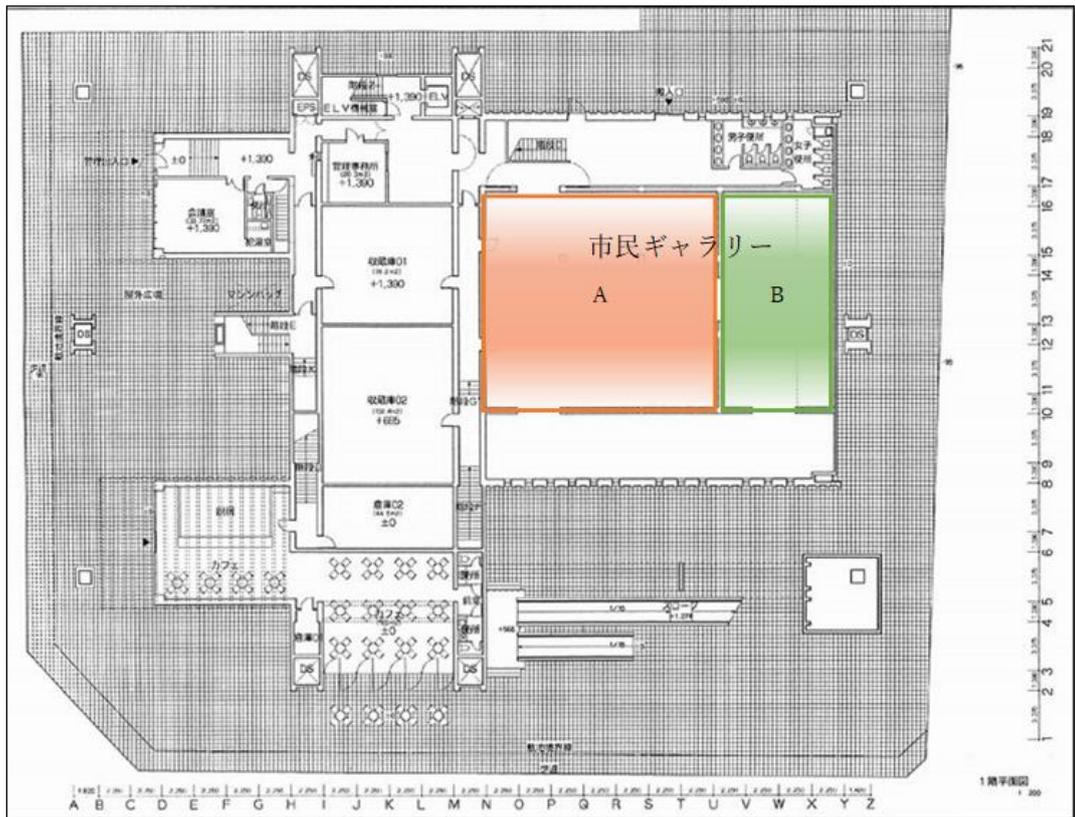


図 3-4 1階平面図

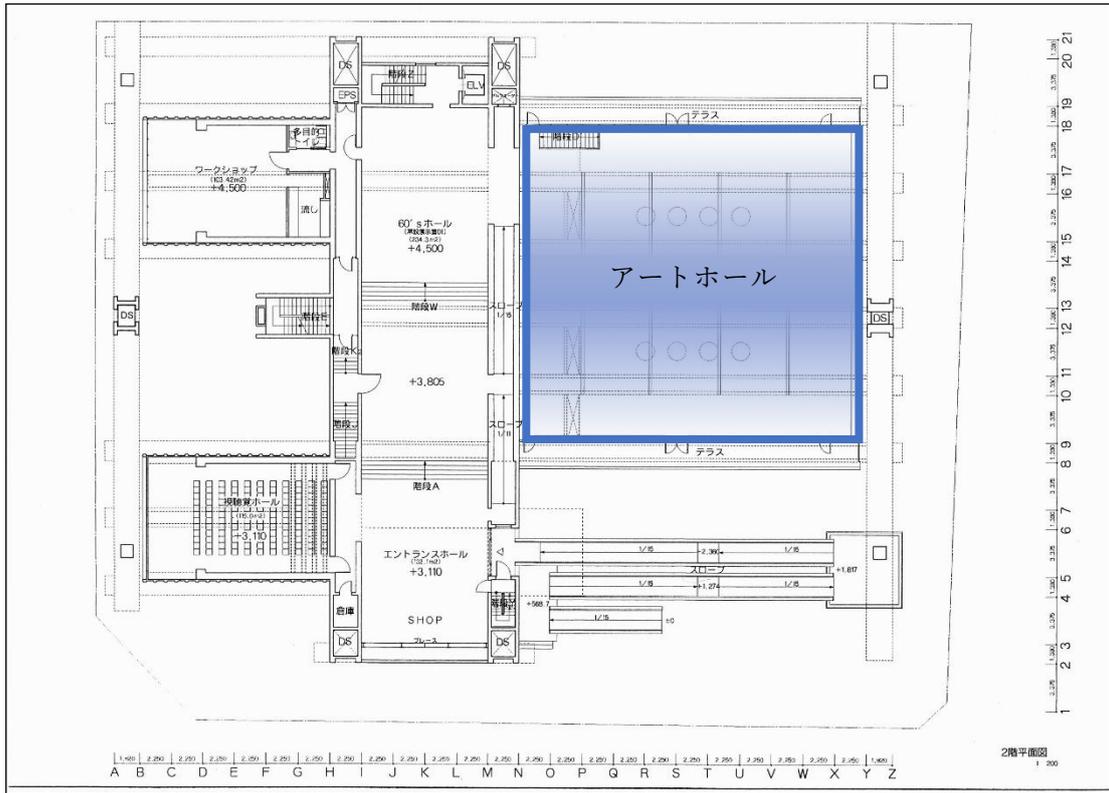
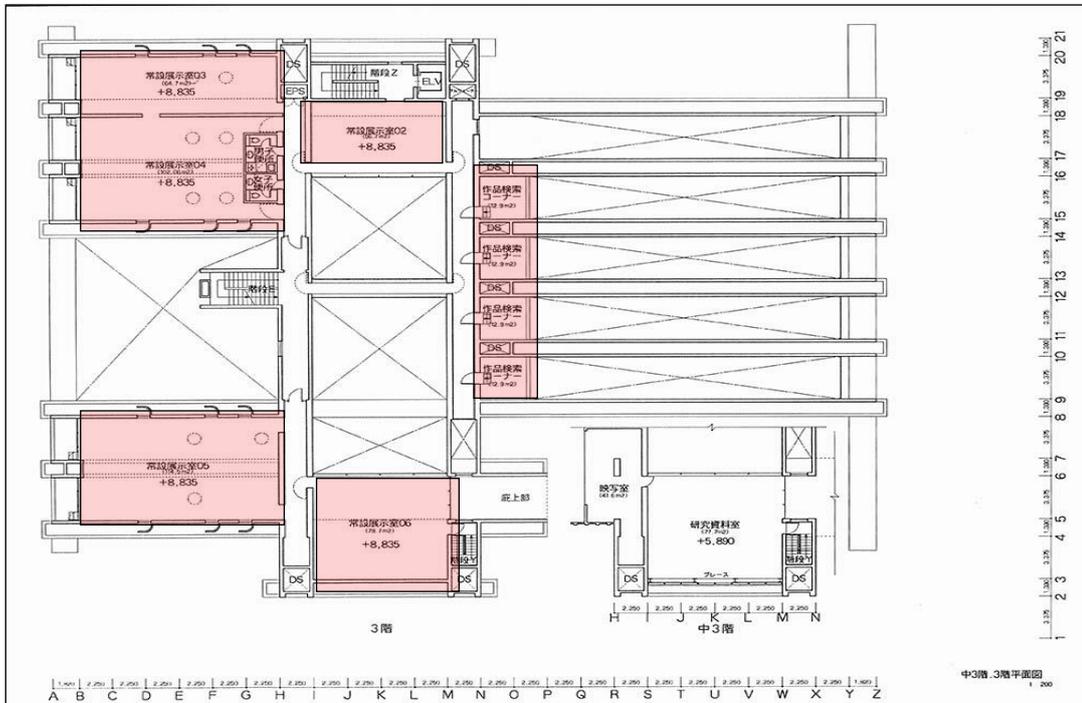


図 3-5 2階平面図



磯崎新建築展示室

図 3-6 3階平面図

利用状況

アートプラザは現在、文化・芸術・創作活動の発表の場として、年間を通し多くの市民に利用されています。年間の利用者数は約 17 万人であり、貸出スペースの直近 5 年間の平均稼働率は約 85%です。

年 度	施設利用者数	うち磯崎新建築展示室観覧者数 (利用者数に占める率)	貸出スペース平均稼働率 (利用日数/開館日数)
平成 27 年度	172,483 人	25,828 人(15.0%)	87.6%
平成 28 年度	168,693 人	30,238 人(17.9%)	86.4%
平成 29 年度	170,023 人	30,485 人(17.9%)	84.9%
平成 30 年度	172,799 人	36,533 人 (21.1%)	83.6%
令和元年度	161,900 人	38,543 人(23.8%)	80.4%

図 3-7 直近 5 年間のアートプラザ利用状況

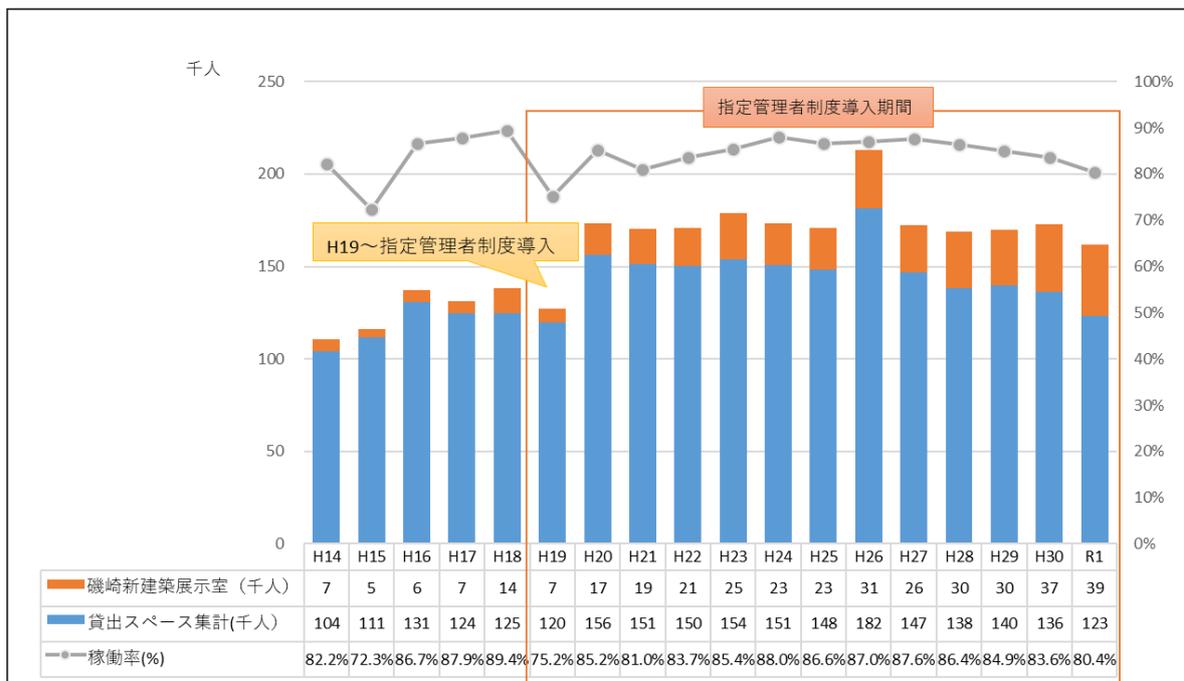


図 3-8 アートプラザ指定管理者制度導入前後の利用者数と稼働率の推移

磯崎新氏について



建築家。1931(昭和 6)年大分市生まれ。1954年東京大学工学部建築学科卒業。丹下健三研究室を経て1963年磯崎新アトリエを設立。以後、国際的な建築家として、国内外に数々の建築物を設計。代表作は、大分県立大分図書館（現アートプラザ）、ロサンゼルス現代美術館、水戸芸術館、奈義町現代美術館など。世界各地で建築展、美術展を開催し、また、多くの国際的なコンペの審査員、シンポジウムの議長などを務めた。カリフォルニア大学、ハーバード大学などで客員教授を歴任。建築のみならず、思想、美術、デザイン、文化論、批評など多岐にわたる領域で活躍。2019（令和元）年ハイアット財団が授与するアメリカの建築賞であるプリツカー賞を受賞。大分市名誉市民。

磯崎新氏より寄贈された図書

磯崎新氏より、所有する蔵書を「建築を志す者など多くの方々にアートプラザにて活用してもらいたい」と大分市に寄贈の申し出があり、2018（平成 30）年に学術的価値の高く入手困難な書籍を含む約 18,000 冊の図書（以下、寄贈図書）を磯崎新氏から寄贈を受けました。

区 分	冊 数 (約)	区 分	冊 数 (約)
00 総記	200	60 産業	100
10 哲学	900	70 芸術・美術	6,000
20 歴史	700	80 言語	200
30 社会科学	800	90 文学	2,000
40 自然科学	400	洋書関係	3,000
50 技術・工学(建築)	3,700		
合 計	18,000		

図 3-9 寄贈図書約 18,000 冊の内訳（「区分」は、日本十進分類に基づく分類）

寄贈図書は、平成 30 年度にデータが整理できた約 9,500 冊をアートプラザと大分市民図書館にて分散して公開しています。しかし、現在のアートプラザでは、一括して公開・収蔵するスペースを確保できていません。

種類	数量(冊)	保管場所	詳細	備考	
データ整理済図書	9,466	アートプラザ	2,046冊	蔵書検索し、資料請求により館内で閲覧可能	
		市民図書館	7,420冊		
			磯崎新図書コーナー		1,033冊
			書庫		6,387冊
未整理図書	約8,500	旧野津原中部小学校	約4,000冊		
		アートプラザ	約4,500冊		

図 3-10 寄贈図書の公開状況



図 3-11 大分市民図書館の寄贈図書



図 3-12 アートプラザの寄贈図書

磯崎新氏業績発信の場

蔵書の他にもアートプラザ開館時に、磯崎新氏より模型、図面等の多量の資料を寄贈又は寄託を受けており、一部をアートプラザ3階の「磯崎新建築展示室」にて公開しています。しかし、上記展示室にて常時公開している磯崎新氏関係資料の数は建築模型約 20 点、建築図面等約 30 点であり、その一部にとどまっています。

建築模型	木製、ウレタンフォーム製等	65点	内39点寄託品。アートプラザ3階展示室にて公開し、日本図書輸送株式会社大分営業所に一部保管。
平面作品	建築図面、直筆のスケッチ、版画等	444点	内423点寄託品。アートプラザ3階展示室にて活用し、同収蔵庫にて保管。

図 3-13 大分市所管・寄託磯崎新氏資料作品一覧

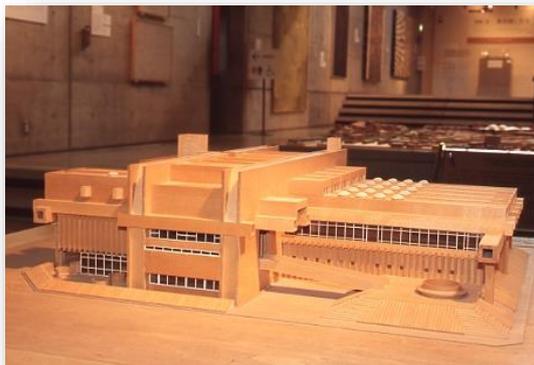


図 3-14 アートプラザに展示された磯崎建築模型

磯崎新氏がプリツカー賞を受賞し、大分市名誉市民となった現状を踏まえると、広い空間を確保した上で関係資料をより多く公開し、業績発信の場としての拡充を検討する必要があります。しかしながら、アートプラザの床面積の大部分を占める市民ギャラリー等の貸出スペースの稼働率は約85%と高く、年間約17万人の市民が利用している現状においては、活用するスペースを広げることは困難な状況です。

寄贈図書・建築模型・図面等の磯崎新氏関係資料の活用

磯崎新氏関係資料は、「磯崎新建築展示室」にて一部を展示・公開するのみですが、建築図面等に関して、デジタル化技術が進んだ現在では、展示だけでなくインターネット上でのデータベースの活用方法も考えられます。図面をデータ化する際は、従来の資料の展示だけでなく今後の研究に活用する点を考慮する必要があります。

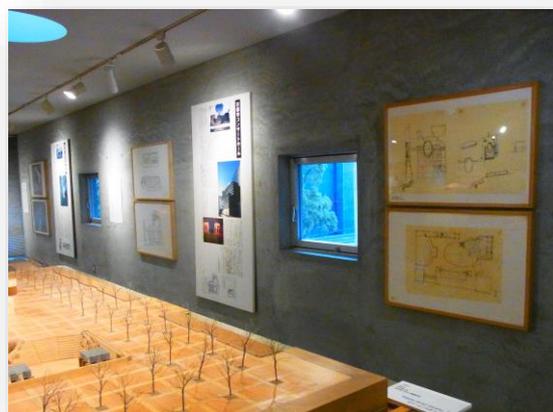


図 3-15 アートプラザに展示された図面等

施設の老朽化

アートプラザは、1967（昭和 42）年に日本建築学会作品賞を受賞した磯崎新氏の出世作であり、ポストモダニズムの旗手である磯崎新氏の業績を語るうえで欠かせない建築物として価値が高く、大分市の貴重な財産です。1998（平成 10）年のアートプラザの開館以来 22 年間一度も更新・改修されていない部分もあり、施設の老朽化が課題となっています。



図 3-16 アートプラザ屋上



図 3-17 アートプラザ電気設備

3.2. アートプラザ周辺エリアの現状と課題

アートプラザ周辺エリアには、大分市役所・大分県庁・大分城址公園等多くの公共施設が集積しています。「大分市都市計画マスタープラン」においても当該エリアは、【行政サービス・交流ゾーン】と位置づけられており、施設間における連携の促進による市民サービスの向上や、大分城址公園と一体となった緑豊かな快適でうおいある公共空間の整備を推進し、市民が憩い・ふれあえる交流空間の形成を図るとされています。また、アートプラザ西側に隣接する荷揚町小学校跡地については、2019（平成31）年3月に策定した「中心市街地公有地活用基本構想」を踏まえ「地域住民や訪れる人が安心して快適にすごせる憩いの場の創出」を図るため、複合公共施設の整備が予定されており、2024（令和6）年4月から供用開始される予定です。



図 3-18 大分市中心市街地

アートプラザの南側には市道荷揚4号線、東側には市道荷揚6号線が通り、大分市役所、アートプラザ、大分城址公園を繋ぐメイン通りとなっています。



図 3-19 市道荷揚4号線



図 3-20 市道荷揚6号線

通行量について

①歩行者

2020（令和2）年10月に通行量調査を行ったところ、歩行者数の合計はアートプラザ前で1日平均1,196人、旧荷揚町小学校体育館前で793人です。

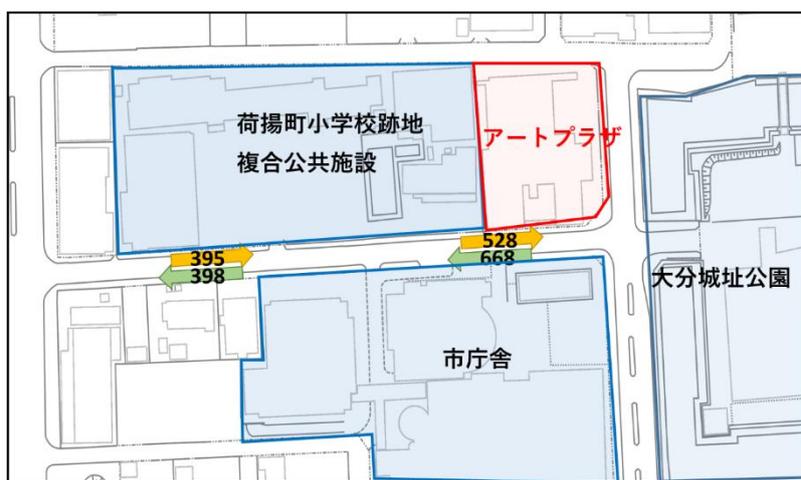


図 3-21 歩行者通行量1日あたりの総数（調査日平均）

②自転車

自転車での通行者の合計はアートプラザ前で1日平均455台、旧荷揚町小学校体育館前で449台です。

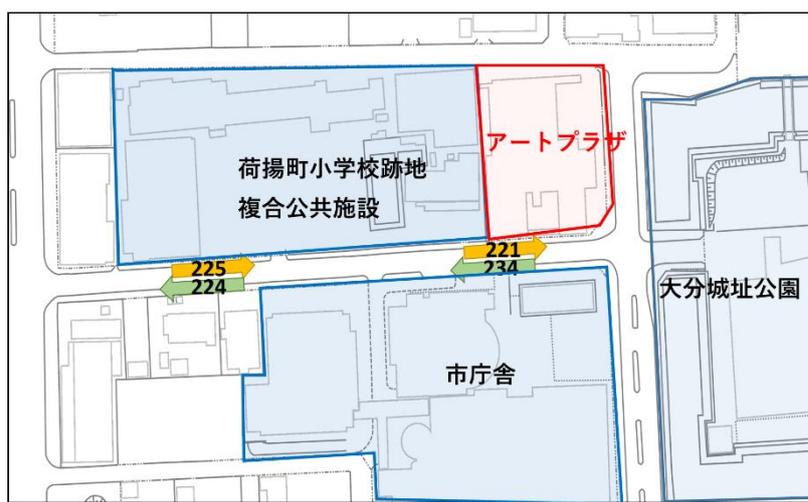


図 3-22 自転車通行量1日あたりの総数（調査日平均）

※   1日あたりの歩行者・自転車通行量数

③時間帯別通行量

時間帯別で見ると、どちらも出退勤時間帯及び12時台の時間帯に通行量が多く、その他の時間帯は100人前後で、通行者の大半が市役所職員もしくは来庁者と考えられ、市民が憩い・ふれあえる交流空間が形成されているとは言い難い状況です。

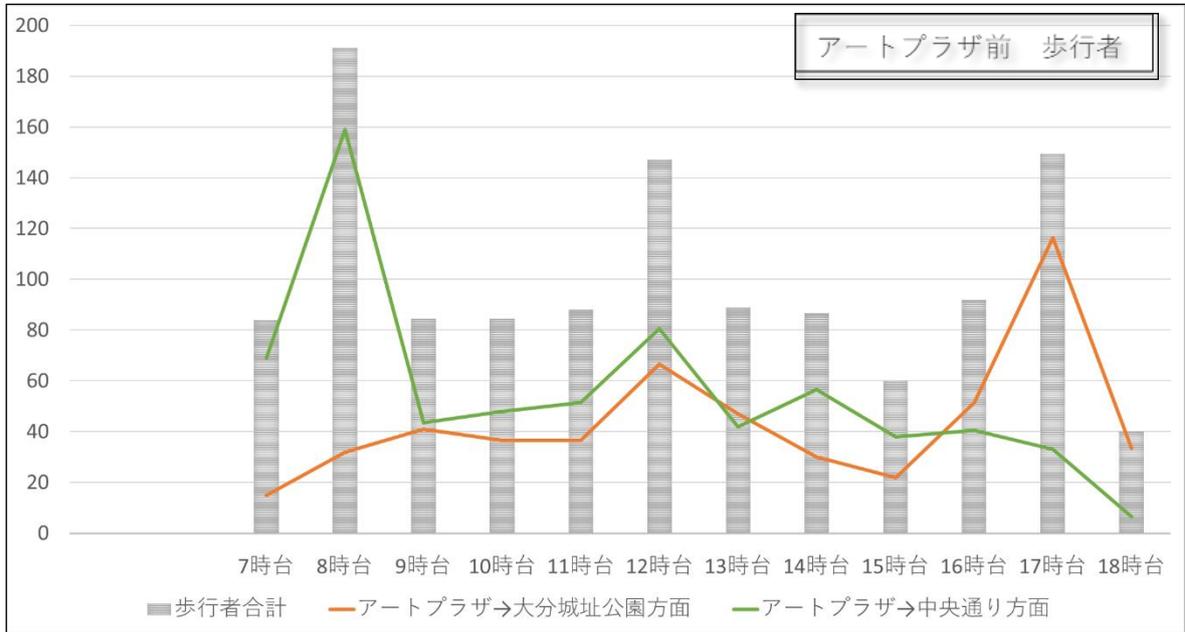


図 3-23 市道荷揚4号線 アートプラザ前 時間毎 歩行者通行量

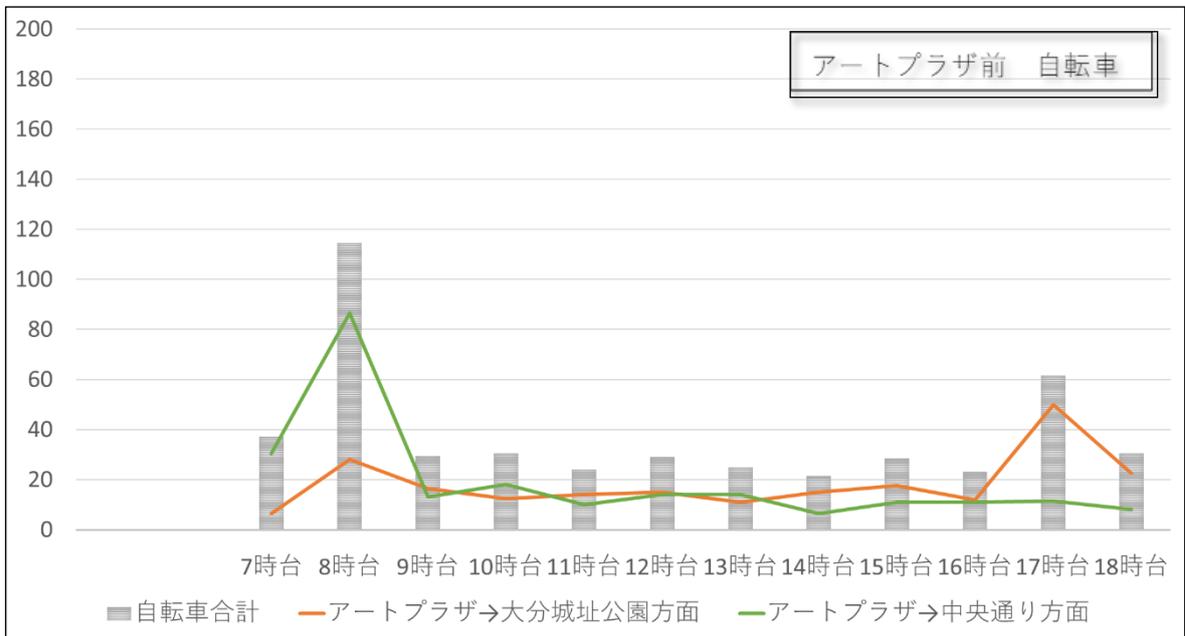


図 3-24 市道荷揚4号線 アートプラザ前 時間毎 自転車通行量

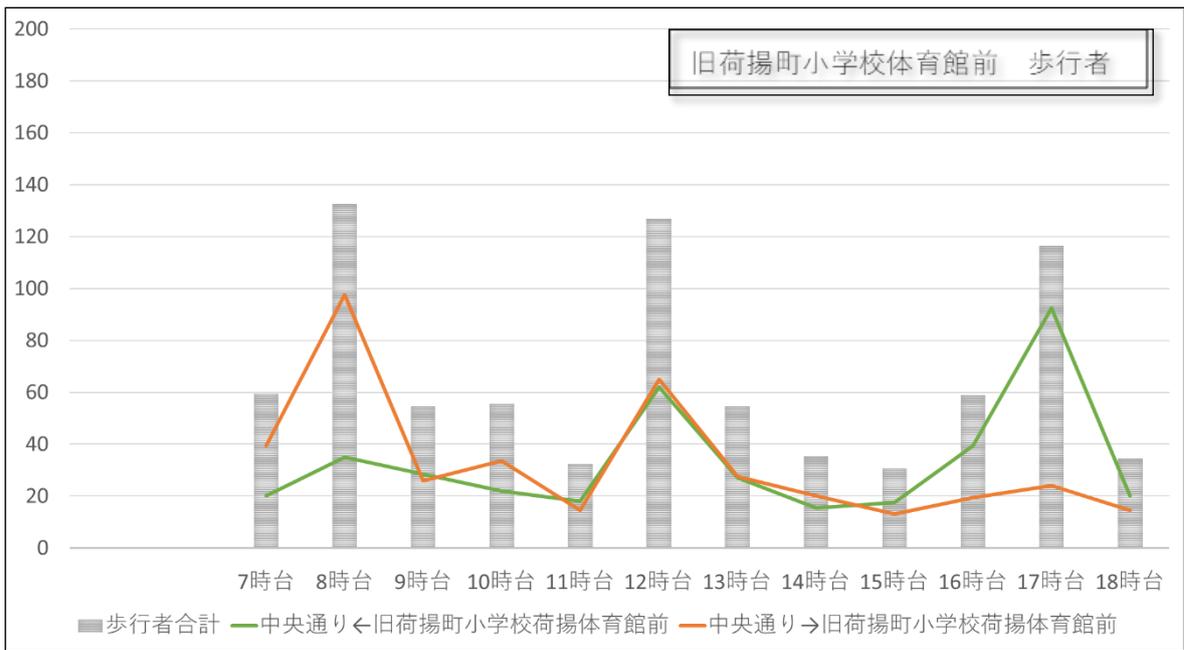


図 3-25 市道荷揚4号線 旧荷揚町小学校体育館前 時間毎 歩行者通行量

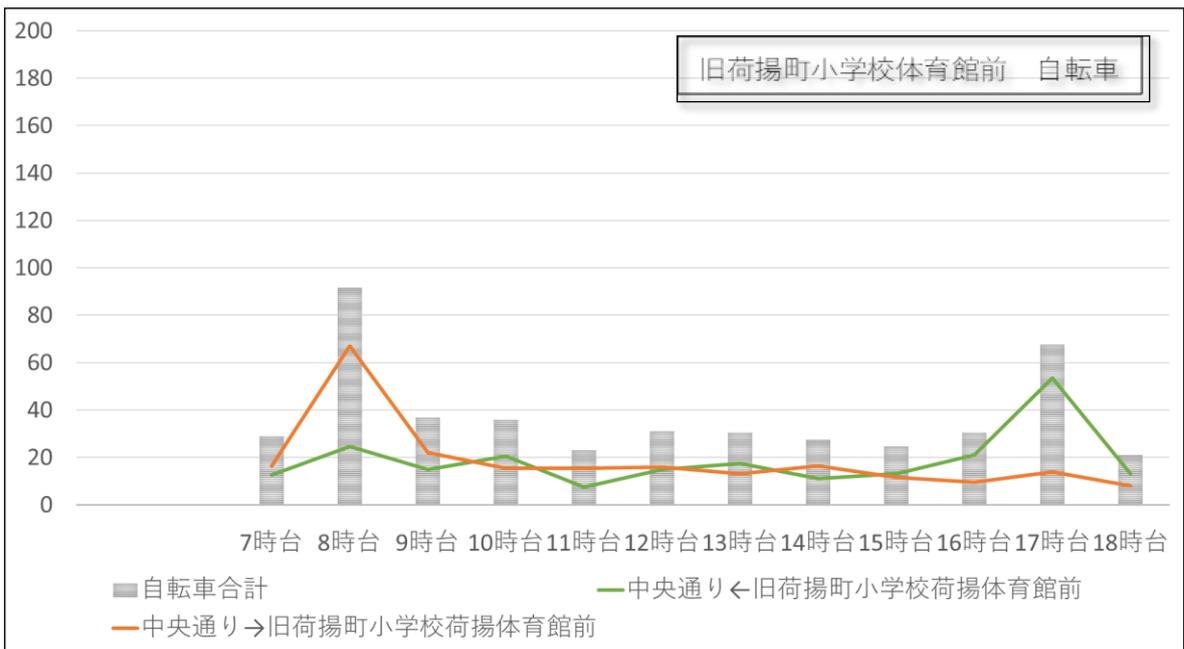


図 3-26 市道荷揚4号線 旧荷揚町小学校体育館前 時間毎 自転車通行量

中心市街地全体の回遊性と滞留性を高めるには、大分市の代表的な建築物であるアートプラザや近世城郭の面影を残す大分城址公園等の特徴ある施設を活かした魅力あふれる通りを形成することが重要と考えられます。

3.2.1. 荷揚町小学校跡地

アートプラザの西側に隣接する荷揚町小学校は、「大分市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、新設の碩田学園に統合され2017（平成29）年3月に閉校しました。その跡地については、子どもの遊び場や地区公民館等の整備により、中心市街地の活性化やにぎわいづくりなどを地域住民から望まれており、荷揚町小学校跡地の利活用により、中心市街地のさらなる魅力創造を図ることが不可欠と考えています。本市が2019(平成31)年3月に策定した「中心市街地公有地利活用基本構想」において下記の内容を荷揚町小学校跡地の利活用基本方針としています。

荷揚町小学校跡地

「地域住民や訪れる人が安心して快適にすごせる憩いの場の創出」

- ① 地域の人々のふれあいや交流を育むコミュニティ拠点を形成します
- ② 多世代が交流し快適にすごせる憩いの場づくりを目指します
- ③ 隣接する大分城址公園やアートプラザと連携し、歴史・文化・学びの場の充実を図り、既成市街地と互いに機能を補い合い、共存共栄することで、都心の魅力を伸展させ、回遊性と滞留性をあわせもつ空間形成を図ります
- ④ 安全・安心な暮らしを支える防災拠点を含む行政機能の集積を図ります
- ⑤ 緑豊かでうるおいのある洗練された美しい都市景観の形成を図ります
- ⑥ 官民連携により、民間事業者の資金・ノウハウの有効活用を目指します

※中心市街地公有地利活用基本構想より抜粋

上記の「中心市街地公有地利活用基本構想」の基本方針をふまえた荷揚町小学校跡地複合公共施設の整備に併せ、余剰地を有効活用した民間事業者からの提案による、民間収益施設を整備することとしています。

アートプラザ周辺エリアに回遊性と滞留性を生むためには、荷揚町小学校跡地複合公共施設の整備だけでなく、アートプラザや大分城址公園との連携も図っていく必要があります。



図 3-27 荷揚町小学校跡地

3.2.2. 大分城址公園

大分城址公園は、福原直高が府内城の築城に着手した 1597（慶長 2）年から 400 年余りの歳月を経た現在、大分市の歴史を伝えるとともに、サクラの名所として多くの方に親しまれています。

このような中、都市計画の基本的な方針を定めた大分市都市計画マスタープランにおいて、大分城址公園は貴重な歴史的資源である府内城址の遺構などを生かした風格を備えた市民の公園として近世の歴史文化観光拠点の形成を図るとされています。

これらの位置づけをふまえ策定した「大分城址公園整備・活用基本計画」に基づき、これまでに発掘調査を行うとともに、帯曲輪や大手門側入口等の一部エリアにおいて整備を行い、基本計画における短期整備が完了したところです。



図 3-28 大分城址公園



図 3-29 大分城址公園帯曲輪

3.2.3. 大分市役所

現在の大分市役所本庁舎は 1977（昭和 52）年に供用開始され、築後 43 年経過しております。外装材は城址の白壁との調和を図り、黒系の打ち込み大型タイルが採用されています。



図 3-30 大分市役所本庁舎正面



図 3-31 大分市役所市民広場の樹木

近年多く発生するようになった大型台風により、大分市役所本庁舎北側にある市民広場の樹木の枝が折れ、落下する等の事案が頻繁にあり、通行者の安全確保や電線等への影響があります。

3.2.4. アートプラザ周辺市道

市道荷揚 4 号線と荷揚 6 号線は、国道 197 号から市役所及びアートプラザへ至る道路で、片側 1 車線の車道と両側に歩道が設置され、庁舎を利用する自動車や歩行者、自転車の通行が多く見られます。



図 3-32 市道荷揚 4 号線



図 3-33 市道荷揚 6 号線

市道荷揚 4 号線と街路樹

アートプラザに隣接する、市道荷揚 4 号線及び市道荷揚 6 号線は、「大分市バリアフリーマスタープラン」及び「大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】」において、主要な生活関連施設を連絡するため歩行者の安全性を高める必要がある経路で、実現可能なバリアフリー整備を行う路線として位置づけられています。特に市道荷揚 4 号線は、街路樹（イチョウ）が歩道幅員に対して大きいため、車いす使用者等のすれ違いに必要な歩道幅員が確保できていないことや、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない箇所もあります。また、街路樹については、現在、倒木の恐れはありませんが、腐朽（ふきゅう）や空洞化がみられるものがあります。



図 3-34 市道荷揚 4 号線北側歩道



図 3-35 市道荷揚 4 号線南側歩道

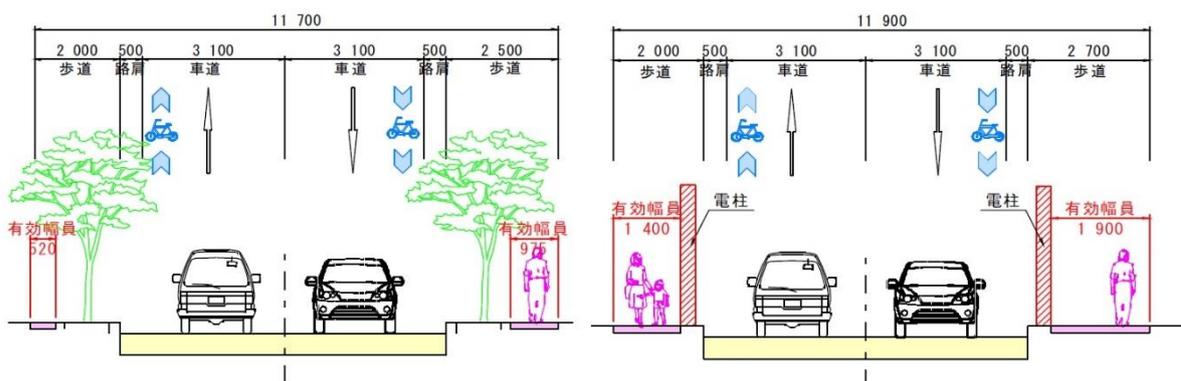


図 3-36 市道荷揚4号線の現況の幅員構成（左：西側、右：東側）

市道荷揚4号線の交通

雨天時や繁忙期（3~4月頃）においては、大分市役所本庁舎地下駐車場の利用待ちをする車両の滞留により、通過車両が車列を避けて反対車線を走行する状況も見受けられ、市道荷揚4号線の通行に影響しています。



図 3-37 大分市役所本庁舎地下駐車場入口

今後は、荷揚町小学校跡地複合公共施設の整備に併せ、立体駐車場も整備されることから、歩行者及び車両通行の安全性を図るうえで、エリアとして一体的にスムーズな交通導線を確保していくことが望まれます。

市道荷揚 3 号線、4 号線、6 号線の電柱・電線

市道荷揚 3 号線、6 号線沿いには電柱・電線により、アートプラザの外観や大分城址公園の石垣や白壁への見通しに影響を与えています。

また、荷揚 4 号線においては、街路樹と同様に歩道内に電柱が設置されており、車いす使用者等のすれ違いに必要な歩道幅員が確保できていない状況です。

更に、暴風等により電柱が折損した場合、災害対応の迅速な初動活動に影響する可能性があります。



図 3-38 電柱・電線により景観が阻害された状況

(左上：市道荷揚 3 号線 右上：市道荷揚 6 号線 下段：市道荷揚 4 号線)

市道荷揚4号線の夜間の状況

市道荷揚4号線には、道路照明は設置されていません。夜間は、人通りも少なく、庁舎施設等の明かりによって照らされている所もありますが、全体的に暗い印象です。



図 3-39 市道荷揚4号線東側



図 3-40 市道荷揚4号線西側

市道荷揚4号線と6号線の歩行空間

市道荷揚4号線と荷揚6号線の歩行空間の連続性や景観の調和が確保されていません。



図 3-41 市道荷揚6号線と荷揚4号線の舗装の材質の違い

3.3. 課題の整理

アートプラザ

- 稼働率の高い市民ギャラリー機能の維持
- 磯崎新氏の業績発信機能の強化
- 磯崎新氏関係資料等*を収蔵・公開するスペースの不足
- 磯崎新氏関係資料等の活用方法の検討
- 施設の老朽化

*寄贈図書・建築模型・建築図面等

アートプラザ周辺エリア

- 既存の公共施設との連携
- 来庁者以外の来街者が少ない
- 大分市役所本庁舎北側の市民広場にある樹木による周辺への影響
- 市道荷揚4号線の歩道の段差や有効幅員の不足
- 大分市役所本庁舎地下駐車場を利用する車両の市道荷揚4号線での滞留
- 市道荷揚4号線の夜間照明の不足
- 電柱・電線によるアートプラザや大分城址公園の石垣や白壁の見通への影響
- 歩行空間の連続性や景観との調和不足

4. アートプラザとその周辺エリアの方向性

4.1. アートプラザとその周辺エリアのあり方の方向性の考え方

アートプラザとその周辺エリアのあり方については、「中心市街地公有地利活用基本構想」において荷揚町小学校跡地の利活用方針のひとつとして定められた「隣接する大分城址公園やアートプラザと連携し、歴史・文化・学びの場の充実を図り、既成市街地と互いに機能を補い合い、共存共栄することで、都心の魅力を伸展させ、回遊性と滞留性をあわせもつ空間形成を図ります」を実現することが求められています。

4.2. アートプラザのあり方の方向性

『新たな知の拠点の創出』

- 荷揚町小学校跡地複合公共施設と連携による市民ギャラリー機能の補完
- 磯崎新氏の業績発信の場としての拡充
- 磯崎氏関係資料等を収蔵・公開する場の確保
- デジタルアーカイブの構築・活用
- 若手芸術家・建築家等の創作・研究発表の場の充足
- 施設の適切な維持管理

4.3. アートプラザ周辺エリアのあり方の方向性

『回遊性と滞留性をあわせもつ魅力あふれる空間形成』

- アートプラザと連携し、市民が広く展示会等催しを開催できる場の確保
- 施設間の連携による、歴史・文化・学びの場の充足
- 大分の街の歴史を感じられる拠点の形成
- 緑豊かな快適でうるおいある公共空間の形成
- 誰もが利用しやすい通りの整備（バリアフリー化）
- 市民が愛着を持ち、歩きやすく親しみの持てる通りの形成

5. 整備方針

アートプラザのあり方の方向性である『新たな知の拠点の創出』とアートプラザ周辺エリアの方向性である『回遊性と滞留性をあわせもつ魅力あふれる空間形成』を実現するためには、以下の整備方針が考えられます。

アートプラザ

- 荷揚町小学校跡地複合公共施設に市民ギャラリー機能を移設する等の利便性の高い機能的連携を図ります。
- 磯崎新氏関係資料等を公開・閲覧できる場の拡充を検討します。
- 建築や芸術などに興味・関心を持つ次世代の担い手を育むとともに、幅広い世代の市民や研究者等が集い、学ぶ場の提供を検討します。
- デジタルアーカイブを構築・公開し、資料の活用を促進します。
- 若手芸術家・建築家等への創作・研究発表の場の提供を検討します。
- 施設の適切な維持管理を図ります。
- 施設の名称を検討します。

アートプラザ周辺エリア

【共通事項】

- 大分の歴史情報発信の場として整備を検討します。
- 来街者の誘導に繋がるサイン等の整備を検討します。
- エリア全体で緑の再編・整備を検討します。

【荷揚町小学校跡地複合公共施設】

- アートプラザの既存ギャラリー機能を荷揚町小学校跡地複合公共施設へ一部移設する等施設間の連携を図ります。
- 荷揚町小学校跡地複合公共施設の外観をアートプラザ・大分城址公園・大分市役所と調和がとれるように検討します。

【周辺市道】

- 各公共施設と調和し統一感のある周辺市道の整備について検討します。
- 歩道の街路樹のあり方及び周辺公共施設の利用者の駐車場へのアプローチについては、複合公共施設整備などと一体的な検討を行います。
- 歩道の段差解消や、各公共施設の敷地等も活用した歩行空間の確保（バリアフリー化）を検討します。
- 無電柱化を検討します。
- 道路照明や照明施設について検討します。
- 市道荷揚4号線に愛称を付けることを検討します。

6. 参考資料

○ アートプラザのあり方等基本構想策定検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属等	分野
委員長	島岡 成治	日本文理大学副学長 同学工学部建築学科教授	建築
副委員長	貞包 博幸	大分県立芸術文化短期大学名誉教授 大分市美術館協議会会長	美術
委員	亀野 辰三	大分工業高等専門学校 名誉教授	都市計画 景観
委員	高橋 由美	大分県建築士会青年女性委員会 共同代表	建築
委員	佐藤 理沙	大分商工会議所青年部 特別理事	経済 (まちづくり)

○ アートプラザのあり方等基本構想策定検討委員会の開催日及び協議内容等

回	開催日	協議内容等
1	2020（令和2）年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員長及び副委員長選出 ○ アートプラザのあり方等基本構想について ○ 今後のスケジュール（案）について
2	2020（令和2）年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想（素案）について ○ 今後のスケジュール（案）について
2020（令和2）年12月28日～2021（令和3）年1月27日 パブリックコメントの実施		
3	2021（令和3）年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○ アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想（素案）へのパブリックコメントの対応について ○ アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想（最終案）の検討について ○ 検討結果報告

○ アートプラザのあり方等基本構想策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中心市街地公有地利活用基本構想（平成31年3月策定）を踏まえ、アートプラザと荷揚町小学校跡地複合公共施設等の周辺施設との連携及び一体的な空間形成を図るため策定するアートプラザのあり方等基本構想（以下「基本構想」という。）に関し、広く意見を聞くため、アートプラザのあり方等基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他委員会の設置の目的を達成するために市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 委員の参画依頼の期間は、基本構想が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美術館美術振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本構想が策定される日限り、その効力を失う。

○ アートプラザのあり方等基本構想策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中心市街地公有地利活用基本構想（平成31年3月策定）を踏まえ、アートプラザと荷揚町小学校跡地複合公共施設等の周辺施設との連携及び一体的な空間形成を図るため策定するアートプラザのあり方等基本構想（以下「基本構想」という。）に関し必要な事項を検討するため、アートプラザのあり方等基本構想策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項（以下「所掌事項」という。）に係る調査研究、調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、美術振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集し、幹事長がその議長となる。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事はその職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会)

第7条 所掌事項に係る資料の作成等を行うため、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事会がその所属する課の職員のうちから指名する者を部会員として組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、美術振興課の部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。この場合において、部会長は、必要に応じて部会員の一部を招集して会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美術館美術振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本構想が策定される日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

企画部長、財務部長、土木建築部長、都市計画部長、教育委員会事務局教育部長、美術館長

別表第2（第6条関係）

企画課長、文化振興課長、管財課長、土木管理課長、道路建設課長、建築課長、都市計画課長、まちなみ企画課長、公園緑地課長、教育委員会事務局教育部文化財課長、美術館美術振興課長

アートプラザのあり方及び周辺エリア整備基本構想

2021（令和3）年3月発行

発 行 : 大分市

編 集 : 大分市美術館美術振興課

〒870-0835 大分市大字上野 865 番地

T E L : 097 (554) 5800 (内線 2161)

F A X : 097 (554) 5811

E - m a i l : artsinkou@city.oita.oita.jp
